

平成 26 年度第 9 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 12 月 16 日（火） 午後 7 時 00 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

(1) 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員
新倉南委員 柘植宏実委員 谷津洋子委員 井尻郁夫委員

(2) 事務局 子ども家庭部長
保育課長
健康課長
子育て支援課長
子ども家庭部主幹

欠席者の氏名 水沼絵里子委員 斎藤利之委員 長谷川早苗委員 白石京子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 3 保育料について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これから平成 26 年度第 9 回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。事務局のほうに 4 人の方がご都合で欠席という連絡が入っておりますので、12 名中 6 名以上の出席をいただければ成立しますので、会議は成立しておりますので、これから会議を進めたいと思います。事務局より、この会議の議事内容についてご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

・事務局

では、私から会議の議題内容等に関しましてご説明をさせていただきます。なお、本会議の議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご了承を願います。本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、まず2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」、3「保育料について」、そして4「その他」でございます。

・会長

ありがとうございました。これより本会議に入りたいと思いますが、傍聴のご希望の方はいらっしゃいますか。

・事務局

はい、いらっしゃいます。

・会長

では、入場をお願いします。

・会長

傍聴の方が着席されたようですので、本日の配付資料についてのご確認を事務局のほうからお願いいたします。

・事務局

では、配付資料についてご確認させていただきます。まず、事前配付資料からご確認をさせていただきます。事前配付の資料は5点となります。1つ目が資料84「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）（パブリックコメント版）」でございます。2つ目が資料85「1号認定利用者負担額（案）」でございます。3つ目が資料86-1「保育料月額基準表《2号・3号認定》第1案」でございます。4つ目が資料86-2「保育料月額基準表《2号・3号認定》第2案」でございます。ここで恐縮ですが、この資料86-2の訂正をさせていただきたいと思っております。委員の方に事前に配付させていただきました資料86-2につきまして、このD11階層からD15階層の色が反転している部分の金額に少し誤りがございましたので訂正させていただきます。なお、机上に配付させていただいております資料、また傍聴人のお手元でございます資料については訂正後のものを配付させていただいております。申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。次に5つ目、資料86-3「27年度基準表1案、2案の場合の変動」でございます。続きまして、当日配付資料につきましてご確認させていただきます。当日配付資料は1点となります。資料87「東久留米市子ども・子育て事業計画（素案）に対するパブリックコメントの中間報告について」でございます。資料の確認等については以上です。なお、委員の方の机上に配付させていただきました資料につきましては、会長からご説明をいただきたいと思います。

・会長

ありがとうございました。今事務局のほうから資料についてのご説明がございましたが、何か不足の資料はございますか。もし無いようでしたら挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは、皆さんの机の上に資料が配付されていると思いますが、若干説明させていただきます。東久留米市子ども・子育て会議議長宛に市民の方から要望書が届いています。要望書の内容につきましては委員の皆さまにもご承知おきいただきたいと思います。要望書を机上配付させていただきましたので、あとでお読みになっていただければよろしいかと思えます。以上でございます。何かご質問は、この件に関してございますか。よろしいですか。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

・会長

なければ、次第の2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」の審議に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

・事務局

それでは、これより次第の2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について」ご説明をさせていただきます。まず、資料につきましては資料番号84、それから87、こちらを用いましてご説明をさせていただきます。

まず、資料84「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）（パブリックコメント版）」でございますが、こちらは12月1日から22日まで、現在、中間でございますが、パブリックコメントをさせていただいている、資料そのものでございます。委員の方にはパブリックコメントを実施する前に郵送等でご送付をさせていただいておりますが、今回、資料番号を付してご提示をさせていただいたものでございます。次に、資料87でございます。こちらが「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの中間報告」でございます。現在、12月1日から22日の中間の16日でございますが、12月15日現在ということでお手元の資料のご意見を記載させていただいております。この15日現在につきましてご意見をいただいているのが2件ということで、ご意見の概要についてはご覧のとおりということになります。中間報告でございますので、市側の見解等につきましては今のところ記載はございませんけれども、この2件が15日までにいただいたものです。なお、本日、16日に3件ご意見をちょうだいしているところでございます。また、1枚おめくりいただきますと、1ページから4ページまで「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）計画の概要」がございまして、こちらも現在行なっておりますパブリックコメントの資料の1つでございまして、先ほどの資料84「事業計画（素案）」の概要を短く4ページ分にまとめたものでございます。今回のこの次第2につきましてご説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から事業計画（素案）に対するパブリックコメントの中間的な、市民の方からのご意見についてご説明がありました。何かご意見ございますか。よろしいですか。これからまた市民からのご意見があるかと思えますけれども、現在のところは今日説明あったとおりでございますので、意見がないようですので、なければ、次第3「保育料」に。

・委員

すいません、30ページの放課後児童健全育成事業、前回までのお話ですと、学童保育、今回は小学校6年生まで対象になったということでやっているのですが、先日の市議会のほうで、放課後子ども教室を3校を週2回モデルで実施していくという方向性を出しているのですよね、教育部として。そういう部分は、例えばこういうところには反映というか関連というか、そういう部分というのはないのですか。

・事務局

私のほうからご説明申し上げます。東久留米の状況をちょっとお話します。私どもの市は放課後子ども教室という、この事業は実施をしていない、未実施の状況です。26市の中で当市だけが未実施という状況がありました。これは背景としまして、東久留米の学童保育事業が各学校単位でそれぞれに設置がされていて、その中で主として学童保育事業の充実ということで今まで取り組んできたという背景があって、そこに、特に放課後子ども教室ということも施策としては考えはあったのですが、当市としてはダブルといいますか、重複するようなかたちでの実施ということは特にそのところでは取り組んでこなかった。そういう状況がありました。ここに来て、今回の新制度におけます国のほうのいろいろな指針、考え方などが示されたときに、改めてこの放課後子ども教室の考え方、取組み方、指針とか、そういったものが示されたわけです。

当市としましても、こういういろいろな状況の中でいわゆる子ども・子育て支援新制度の中の枠組みとしては、私どもとしてはまずは放課後児童健全育成事業、当市で言えば学童保育になりますけど、この学童保育の取組みの実施と、一方で放課後子ども教室の取組みは、これは先ほど申したように私どもの市としては未実施だったものですから、そこでまずはこの放課後子ども教室を教育部の取組みとして今回、試みといいますか、モデルケースということも含めて、それで実施に取り組む。こういう考え方で整理をしております。ですから、当市としては、この子ども・子育て支援事業計画の中に、もともと放課後子ども教室が事業という位置づけとしてはないものですから、こういう整理をしております。こういったことの動向を見ながら、また私どもと教育部といろいろと連携等を取りながら、今後も放課後児童健全育成事業に関わります施策の取組みに取り組んでいくという状況でございます。

・委員

傍聴に行った方から聞いた情報ですが、今、事務局がおっしゃったみたいに現時点では学童保育とは別々に設置とか実施をしていく予定だけれども、いずれは一体型の運営も想定しているというような話をお聞きしたような感じですが。

・事務局

私も、議会の中ではそこまでの言及はいたしておらないですね。特に国とかそういったところの指針では、委員がおっしゃるように一体型ということでのお話あるいは考え方の指針はあります。当市としては、私が今申し上げたように放課後子ども教室については未実施ということもあったので、まずはそういったところで別々に取り組んでいく考えです。そののちのことは、今申し上げましたように、まずは27年度4月というところでそれぞれの取組みに向けて現在、取組みということで考え方として進めているわけですが、27年度予算なども当然伴ってまいりますので、今はあくまでもそういう考え方ということで、今議会などでもそういういろいろな考え方の議論といいますか質疑が交わされたという状況です。

・委員

とりあえずは31年度までは学童保育事業としてやっていって、今の放課後子ども教室の一体化とか、そういうことは31年度までの中には入っていないとか、そういう感じですか。

・事務局

今、この会議というのは子ども・子育ての会議になります。そして、この事業計画もそのための事業計画となります。ですから、私が申し上げたように、今、現状では一体型とかそういったことの考えはお示しをしていないわけです。だから、そのようにご理解をいただければと思います。

3 保育料について

・会長

よろしいですか。それでは、次第3の保育料の説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、次第3「保育料について」ということで私からご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料85、また資料86-1、86-2、86-3を用いてご説明をさせていただきます。まず、前回の会議に重複する部分があるかと思いますが、前回の会議の資料83でお示しいたしました、新制度実施に伴う東久留米における利用者負担（保育料）の検討事項ということで、基本的な方向性の案というもので2つほど挙げさせていただいたところです。国は新制度の実施に伴いまして、利用者負担の上限額は概ね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度として

設定しているというところと、新制度実施に向けまして円滑な制度移行に努めると共に、制度変更時の保護者の利用者負担（保育料）の変化を大きくしないという観点から、新規でございます1号認定の利用者負担は国基準を基本に、2号・3号認定につきましては現行の東久留米市児童保育運営費徴収条例に規定している保育料基本に改正部分を反映し設定していくというお話をさせていただいたところです。

具体的な検討事項としましては、1号認定は新規のものでありますということと、国基準におきましては現行の私立幼稚園の全国平均をベースに就園奨励費等を考慮して、5段階の階層の基準表が国として設定されたところがございます。また、2号・3号認定につきましては、標準時間と短時間の区分が発生するというところと、それから現行の市の基準の表の区分を移行していくという例をお示しさせていただいたところです。また、現行の保育料の算定における基準表につきましては所得階層の判定について、保護者の方の所得税により行なっていたところですが、国基準の今回の改正において市民税所得割において判定するというところに変更がされているところです。また、2号認定・3号認定、1号認定もそうでございますが、施設種別ごとではなく、いわゆる認定区分ごとの保育料を同一の水準とするということが国基準として提示されているところです。

これが前回の会議におけるポイントとして重複する部分ではございますが、ご説明させていただいた上で、お手元の資料85をご覧くださいと思います。「1号認定利用者負担額（案）」でございます。上に4つほど注意書きがございます。注1としまして「1号認定の利用者負担額（案）は国基準どおりの5階層とする」。注2としまして「1号認定で、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントする」というルールがございます。注3としまして「第2子の利用者負担額（案）は国基準額を基に算出。第2子は第1子の半額」ということです。括弧書きの※ですが、「但し、第3子の利用者負担額は0円」になるため、この資料85の表では省略をさせていただいております。注4としまして、表がございまして、ここに列がABCとございますが、Bの列の「参考の保護者補助は平成26年度と同等の補助を仮定して」埋めてあるものでございます。

この表の見方ですが、上の表が第1子の表となっております。一番左の列の「階層区分」につきましては①から⑤まで5階層に分かれているところです。これは国基準と同様の階層区分でございます。その右の「利用者負担額（案）（月額）」がございまして、こちらの金額、例えば①ですと0円、②ですと9,100円とございますが、こちらの利用者負担額の案も国基準と同じものでございます。その1つ右のBの列の「（参考）保護者補助」ですが、こちらは先ほど注意書きをさせていただきましたが、これまで、今もそうですが、幼稚園に通われている方には東京都と市のほうから保護者補助ということで月額、このBの列に記載されている金額を所得階層ごとに保護者の方に補助金としてお戻しているところがございます。これにつきましては、新制度におけるところの部分としましても、「参考」としまして保護者補助を今年度、平成26年度と同等の補助を仮定して、ここに所得階層区分ごとの金額として記載をさせていただいているところです。このB列の保護者補助につきましては、所得階層で分けますと6区分になりますので、一番左の⑤の所得階層の区分のところ、このBの列「（参

考) 保護者補助」のところだけ2つに分かれている表になっております。そして、一番右のCの列「補助後の保護者実質負担額」ですが、こちらはAの「金額」、いわゆる利用者負担額として保護者の方にお支払いをいただくという案の金額からBの「保護者補助」、今年度と同額を仮定した金額を差し引いたものがCの額。実質の補助後の保護者の方の負担額となります。

今は上の表のご説明で、下の表につきましては「(第2子)」ということで内容としましては、先ほどの上の表の第1子と同様ですが、例えばAの列「利用者負担額(案)」につきましては、先ほどの第1子の表のそれぞれ半額が、こちらの第2子の表に記載させていただいております。また、Bの列は、こちら第2子目につきましても基本的には①と②につきましては第1子と同様ですが、③以降が所得階層によって金額が変わってきますので、それぞれ対応する今年度までの補助を仮定して記載をしているところです。先ほどの表と同様に、Cのところでは補助後の保護者の実質負担額ということで記載をしているものでございます。資料85のご説明は以上でございます。基本的には国基準を基本に、また、今年度の保護者補助ということで同等の金額を仮定し、最後に補助後の保護者実質負担額を記載させていただいているものでございます。

続きまして、資料86-1でございます。「保育料月額基準表《2号・3号認定》第1案」でございます。こちらにつきましても、冒頭ご説明させていただきました、前回の会議でお示した基本的な方向性と具体的な検討事項を踏まえて、実際にシミュレーションをしながら、現在の東久留米市児童保育運営費徴収条例に規定する保育料を基本に改正部分を反映して、表にしたものでございます。左の列が「階層区分」で、A B C Dとございます。BについてはB1とB2に分かれております。DについてはD1からD16ということで分かれております。全部で20階層となります。その1つ右の列ですが、「条件」がございます。こちらの条件につきましては、表の下に*で4つほど注意書きをさせていただいております。1つ目としまして、もともとこの保育料の基準につきましてモデルケースを国のほうでも用いて算出してございまして、「モデルケース世帯は夫婦、夫と妻、妻につきましてはパートタイム労働で配偶者控除の範囲内の収入、子ども2人の世帯」、こちらがモデル世帯ということで、これを基に国の基準表等も作られております。

次の*ですが、「旧基準表の各区分を所得税率等で逆算し、課税標準額を算出」。その次の*につきましては「所得税と住民税の人的控除差額をモデル世帯人数(50,000円×4人=200,000円)を加えて、市民税率(6%)をかけた」とございます。ここで税金の計算方法に触れさせていただきます。ご存じの方も多いと思いますが、こちらの所得税と市民税といわれているところの違いは、所得税は国税でございます。市民税につきましては地方税ということで、税率のかけ方等が違います。所得税のほうは累進課税ということで、所得段階ごとに所得税率が変わってくる部分があります。市民税につきましては一律6%でございます。そのような違いがあります。また、税金の計算というのは個人の1人の方を想定いたしますと、その方の年間収入がでございます。こちらを所得という言い方をいたしますけれども、所得というものに換算いたします。例えばサラリーマンの方であれば、収入から所得へ換算するものは国のほうで決まった金額がでございますので、収入からそれを引いたものが所得となります。ま

た、事業などを営んでいる方につきましては、収入金額から必要経費などを引いたものが所得といわれるものになります。各個人、この所得をまず出しまして、そこから控除額がいろいろな種類がございますが、例えば健康保険料であったり、年金の掛け金であったり、扶養家族の方がいらっしゃればその扶養の控除があったり、また障害者の方の控除があったり、配偶者控除があったり、また基礎控除という本人が必ず取れる控除もございます。これらのそれぞれ個々のケースにより控除額を、先ほどの所得から引いて1,000円単位を切り捨ていたしますと、それが課税標準額となります。この課税標準額に、所得税であれば例えば10%、20%、累進課税がございます。また、地方税の市民税であれば6%。こちらをかけたものが実際にお支払いいただく税金というように、簡単にご説明させていただきますと、そういうかたちになるものでございます。

そして、先ほどの資料86-1の*のご説明に戻りますが、この改正部分といたしまして、これまで所得税によりその世帯の所得階層を振り分けていたものが、新年度、来年4月以降は市民税の所得割額によって階層を分けるという国の改正がございましたので、これに対応すべく、担当所管におきまして所得税による階層区分の基準表を市民税所得割の階層区分表に移行したものが、このお手元の資料86-1の第1案でございます。これが「条件」でございます。次に右の「保育標準時間」がございます。さらにその1つ右に行きますと「保育短時間」の列がございます。保育標準時間、保育短時間、それぞれ3歳以上と3歳未満に分かれております。3歳以上が2号認定、3歳未満が3号認定という考え方でよろしいかと思えます。これにつきましては表の一番下の*の最後の部分ですが、「保育短時間は、保育標準時間の98.3%（国基準）を乗じた」とございます。これも前回の会議でご説明させていただいたところで、国の基準どおり、保育短時間を保育標準時間の98.3%ということを設定をさせていただいた案が、こちらのお手元の表になります。資料86-1のご説明は以上でございます。

次に資料86-2「保育料月額基準表《2号・3号認定》第2案」がございます。こちらは、先ほどの第1案、資料86-1とほぼ同様のレイアウトになっています。違う部分といたしましては、表の一番下の*が先ほどの資料よりも1つ増えておりまして、「年少扶養控除のみなし控除分として、子ども2人分の扶養に相当する額(39,600円)を各階層に加えた」とございます。こちらは、国の改正点における所得税換算から市民税所得割換算に移行するにあたって、所得税におきましては平成23年分から、住民税につきましては平成24年度から、この年少扶養控除が、先ほどの税金の計算上ということでご説明させていただいた中で、この扶養控除が廃止されました。その分、子ども手当という手当制のところに移行した部分はございますが、この税法の改正部分について、今回、国のほうではこの市民税所得割換算するにあたって、基準としては考慮しない基準表を提示したところです。ただ、前回の会議でもお話しさせていただきましたのは、市としましては円滑な制度変更に努めると共に、制度変更時の保護者の利用者負担の変化を大きくしないという国の考え方を基にした観点から、この年少扶養控除を考慮して、今の保育料の設定と新たな新制度における保育料の設定においてなるべく変化を大きくしないということを考慮して基準表の各階層を設定したものが、この第2案でございます。その他のところにつきましては、レイアウトは先ほど

の第1案と一緒にございます。

続きまして、資料86-3でございます。「27年度基準表1案、2案の場合の変動」ということで、先ほどシミュレーションということで触れさせていただきましたが、実際、担当所管としまして、保育料の2号・3号認定の基準表を改正点を反映して設定することにおいてどのような動きをするかということ、実際のデータを抽出しましてシミュレーションをしたものでございます。表が左と右に分かれておりますが、左の表から右の表は縦に続けていただいても結構ですが、D1階層からD16階層まで区分をしているところです。右の表の真ん中あたりの一番下のところに「合計」で「236」と書いてあります。これが今回シミュレーションを行なった実際の対象数でございます。

そして、この表の説明ですが、一番左の列に関しましては「26年度階層」がでございます。こちらは前回の資料83でご提示させていただいた中の、現在の市の保育料に関わる階層区分のそれぞれの階層ごとの表でございます。D1から右の表のD16まで、現行を当てはめたものでございます。そして、その1つ右に「対象数」がございしますが、先ほどの236件という対象数で、現行のD1階層であれば7人、D2階層であれば13人ということで、それぞれの実際にシミュレーションした際の対象数を記載しているものでございます。次にその右の「階層変動幅」ですが、これは階層区分によってちょっと差がありますが、該当がない階層の変動幅については記載がないということで見ただけならばと思います。例えばD1の階層ですと、この階層変動幅につきましては±0から+4まででございます。例えば一番下のD7階層でありますれば、この階層変動幅につきましては-3から+3までということで7つの区分がございします。この見方ですが、±0というのはこれまでと変わりませんよということです。例えば+1は、平成26年度の階層におきましてはD2階層で例を取って申しますと、D2階層の階層変動幅が+1の方は、その右の「27年度階層（1案）年少扶養なし」ですと4人いらっしゃる。その右の「27年度階層（2案）年少扶養2名を考慮」となりまして+1は1名でございます。それぞれ、先ほど資料86-1と2でお示ししました1案と2案について、現行の26年度の階層を基にどうかたちで変動があるかということ、プラスマイナスの表記で人数を表記させていただいたものでございます。

例えば「27年度階層（1案）年少扶養なし」という列ですが、こちら1案の86-2の表に当てはめたことにより、平成26年度の階層からの変動の動きが見てとれるものでございます。その1つ右は2案についてでございますので、こちらの資料86-3をご覧くださいと、やはり1案に比べて2案のほうがどちらかといえば、±0に近いような動きを全体として示している傾向がございします。これは先ほどご説明させていただきましたけれども、年少扶養の2名についてモデルケースを考慮したかたちで実際にシミュレーションを行なった結果というものになっております。担当所管としましては、前回の会議でもお示ししました利用者負担の制度変更時の保護者の負担の変化を大きくしないという観点から、2案のほうがよりこれまでとの動きについては小さくなっているのかなと考えているところでございます。この保育料に関わります資料のご説明は以上でございます。

・会長

事務局から資料の 85 と 86-1、86-2、86-3、資料を用いてご説明がありましたが、何か質問ご意見はございませんか。

・委員

まず、1号認定利用負担額の資料 85 の保護者補助というのは、先ほど簡単な説明で東京都と東久留米市が両方出しているということでしたが、このそれぞれの補助額の中で東久留米市が出している額をそれぞれの階層ごとにまずお答えいただきたいのと、この 85 の資料と 86-1 の資料は、86-2 も同じですが、明らかに違うのは、1号認定の場合は国が示した利用者負担額が A のところに出ています。86-1 も 86-2 も、これは東久留米市が国が示した額に肩代わりを、保育料として、そして補正した額だけがここに出ていると思うのですが、これは違うのでしょうか。肩代わりする金額は、東京都のほうも保育料の肩代わりをしてくれているのか。この B の保護者補助というのは東京都の補助も入れている金額かと思うので、まずは東久留米市が出している保護者負担軽減補助の金額をお答えいただきたいと思います。それで、この表が明らかに違うと思うので、86-1 の部分で国が出している利用者負担額も出しているだけだと思います。国はこの金額を出しているわけではないと思います。2号・3号については標準負担額を今まで出していたはずなんですけど、以前にいただいた表ですと 10 万 1,000 円、でも、そんなには東久留米の保育所はかかっていないので、月額、D16 の階層の方だと 6 万 6,000 円ぐらいのところを東久留米市が 2 万 5,300 円に下げているというご説明を以前からお伺いしたので、両方合わせて。表を見比べるのであれば、そこら辺が抜けている表をいくら見比べてもダメかなと思いますので、まずこの保護者負担軽減補助、東久留米のほうで出している金額をお願いいたします。

・事務局

資料 85、1号認定のほうのご質問でございます。資料 85 をご覧になっていただきたいと思います。B の欄、「保護者補助」となっている月額のところでございます。①が 9,500 円、②が 9,500 円でございます。そこが市と都を含めての補助額でございますので、まず市の補助部分でございますけども、この中のうち、階層でいきますと①、②、③、④、ここまでの部分は完全に市の補助部分は、この額の中の 3,300 円が市が補助している額でございます。⑤のところは、上段・下段というかたちで申し上げますが、5,700 円のところにつきましても市は 3,300 円でございます。⑤の下段、1,700 円のところは東京都の補助は出ておりませんので、1,700 円全てが市の補助額でございます。また、第 2 子というところがございます。ここにつきましてもは、①、②、③、④、⑤のところ、9,500 円から 8,300 円と書いてありますところですけども、全て 3,300 円が市の補助というかたちになっておりまして、当然最後のところ、一番下は 0 となっておりますので、ここは市も都も出していないという状況でございます。

・事務局

2点目の資料86-1と86-2というものは2号・3号認定の保育料の今回、案ということでお示しさせていただいています。これと国基準保育料のイメージとの整合性といえますか、どうかたちになっているのかというご質問です。2号・3号認定の国基準の保育料については8階層に分かれており、そして保育標準時間の3号認定の一番高い保育料は10万4,000円というものが設定されているのですが、ここについては旧単価限度が掛かっている状況にあります。そういった意味からしまして、なかなかこの国基準の保育料をいわゆる86-1とか86-2に組み込むというのが非常に難しい状況になっているのも事実です。ただ一方、今、〇〇委員のご質問にあったとおり、これまでの保育料については一定程度市が肩代わりといえますか、国基準に足りない部分については市の一般財源から負担している現実があります。それについては、だいたい本市においては国基準の50%強の保育料を利用者負担として徴収しておりますので、逆に言えば50%弱の保育料を市が一般財源で負担しているというかたちになってございます。

・委員

ということは、この50%弱の2号・3号の補助というのは、東京都のほうでの補助は入ってなくて東久留米市が独自で市の財源から補助をしているというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

・事務局

国基準の保育料に対して各保護者の方々に利用者負担をいただいているのですが、その差額分というのはあくまでも市が一般財源として補填しているというかたちになります。したがって、東京都下26市では50%前後のところが多いですし、他県に行けばもっと高いところもあれば、もっと低いところもある。その差額分については、あくまでも各区市町村で負担しているというのが実際であります。

・委員

そうしますと、今ここで、あれですが、今回の子ども・子育て支援新制度というのは1号認定、2号認定、3号認定、それぞれ家庭の状況に関わらず共通の給付体系というのが一番の基本になっていて。こんなことをまた言い始めると非常に大変なんです。家庭でお母さんが育てている、よく私立幼稚園連合会では「4号認定が本当はあるべきなんだよね」と、つまり0・1・2の保育園に入っていない家庭で育てているお子さんに対しても、本来ならば今回の制度は個人給付を基本とするので、ところが財源がないということで全部飛んでいってしまっている。その件については、家庭でお子さんを育てている方については「ごめんなさいね」ということになっていくしか仕方がない状況であって、今度は1号認定、3・4・5で就学前のお子さんを仕事を持たずに育てているご家庭のお子さんの利用料について、もし共通の給付体系というのであれば、市が50%弱補助をされている、子育て支援に対しての素晴らしい姿勢を2号・3号だけではなく、本来であれば同じ同率で、家庭で育てていて幼稚園を利

用する短時間、4時間の保育を希望する方たちに対しても、本来であればですよ、その50%弱の補助をするというのが本来の子ども・子育て支援の姿勢かなと思うので、そのことだけはお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

・事務局

今回、1号認定の利用者負担案と、2号・3号認定については第1案と第2案という案のほうは示させていただきました。これまで、1号認定の利用者、幼稚園の利用者というのはあくまでも幼稚園の施設ごとに利用者負担額を設定し、その中で徴収してきた経緯があります。また、2号・3号については、これまでも保育園、認可保育所の保育料というものは、今回、新制度から保育標準時間の部分の保育料を認可保育所の保育料として設定し、その中でやってきた歴史もござひます。そういう中、私ども事務局としましては、入所の利用に際して、幼稚園であれば10月ぐらいに説明会があつて11月の頭から入所申請を受け付け、認可保育所等につきましては11月の終わりから、私どものほうで申請を受け付けているのですが、その際に来年度から利用者負担というものが最終的にどうなるのかということ、はつきりした数字は示せていない現実がござひます。そういう中、国のほうからのQ&Aでも示されていたのですが、概ね今の利用者負担と変わらないという、そういうかたちでアナウンスしていきなさいということが示されている中、今回、1号認定の利用者負担については、これまでは各幼稚園で指定していたものを市町村として指定するにあたってはどうすべきか。また、2号・3号についてはこれまでも認可保育所の保育料としてお支払いいただいている方々がいる中で、制度の創設を機に大幅には変わらないというかたちをアナウンスしている中でどうすればいいかということ、を鑑みまして、今回こういう案を提示させていただいているという状況にござひます。

・委員

この1号認定の保護者負担軽減補助の取り扱いについては26市の中でもさまざまな立場がありまして、新制度に行かない幼稚園の場合は今までどおり就園奨励費補助金というものを、これだけはどうしても利用者負担額の中に国は入れてしまうので、新制度に行く幼稚園さんの保護者にとっては、それが込み込みの利用者負担になる。ところが、東京都のほうでやっている保護者負担軽減補助については、ここの利用料には反映せずに、町田市のように今までどおり保護者に、こういう言い方は都私幼連では「キャッシュバック」という言い方をされていましたが、今までどおり利用料を払ったら返すというかたちをとるところもあるということ、ご参考までに。利用料の中に含めてしまうと、そこら辺が曖昧になってしまうので、逆に東京都も肩代わりをしてきて、東久留米市は基本月額3,300円、これが利用料の額によってパーセンテージが違ふと思うのですが、どれだけの補助率かというパーセンテージは違ふと思いますが、そこら辺がちょっとごちゃごちゃになってだんだんわからなくなつていってしまう。それと、東京都がいつまでこの補助を続けるかどうかというのは、東久留米市は続けてくださるというふうで大歓迎なんです、東京都の場合は「こうします」ということになっていってしまうと、そこでまた利用料を、東久留米がその分、例え

ばの話①の9,500円のうち3,300円を市が出しているの6,200円は都が出している。この分がどこまでいつまで続くのかというのは誰もわからない部分がありますので、そこら辺の混乱を避けるために利用料の中に入れないということもあるということ。その分、利用者負担を1号認定についても何か補助しようということで独自に、この保護者補助金を別個にして独自に補助をする、2号・3号の保育所の方のように別個に補助をする市区町村も出てきております。

まだまだ最後のなかなか決まらない状況ではありますけれども、そういう考え方もできるのは、ここの東京都の分がどこまで誰が責任を取れるかという。ですから、もしできるのであれば、東京都が撤退した場合に全額東久留米市が同じように補助をしていただけるということであれば、混乱は今後起こらないと思います。そこで東京都が撤退するとなったときに、東久留米市ほどの階層も3,300円出してきた歴史があるから、それしか出せないということになると、利用料が明らかに変わっていきってしまうこととなりますので、そこは今後子育て会議を運営していくときに東京都との連絡の関係で、できたら、東京都の分がなくなったら東久留米市が出していただけるということをお願いしたいと思います、中に入れるのであれば。そういう危険性もあってキャッシュバックにするところもあるのだろうなという話も出ていたので。その辺のところを、よくご理解いただければと思います。

・事務局

今の委員のご意見といたしますか、お述べになった内容としてはご意見はご意見としてお聞きをしました。ちょっとポイントとなりそうなのは、例えば今このBの欄、東京都と東久留米の金額を合算してということで基本的には3,300円が市の分、残りが都の分ということで、委員のほうからもお話がありましたように、この制度自体が今後どうなるかということとはたしかに委員がおっしゃるとおりで、誰の責任でというお話もありましたけれども、これがもっと続くのかどうかということとはわからないわけですね。そのときに当然、都自身がこの制度をどうするのかということもわからない中で、また東久留米がそののちの対応ということも今は当然私どもとしても何ら確約ができる内容のものはまずはないわけです。

それともう1つ、先ほど委員のほうからキャッシュバックというお話がありましたが、改めて申し上げるといたしますか、改めて確認をといたしますか、もともと委員からもあったように幼稚園の利用者に対しては国が就園奨励費という制度を持って、この利用者の方々の負担を軽減している。さらに、その国の軽減の分に合わせて、東京都、そしてまた各自治体、区市町村もそれらに対して上乘せといたしますか、加えて、それで利用者の方々の負担の軽減を図っている。こういう図式といたしますか、それが先ほど事務局が申したように歴史的な内容として、幼稚園の利用者の方々の負担の軽減の有りよう、それから保育園の利用者の方々の負担の軽減の有りようということで、そこはかなり大きく異なっていた内容だったわけです。それが今回、国の新しい制度ということで、幼稚園の利用者の方々の負担の軽減の在り方はもともと就園奨励費というものを組み込んだかたちでということで、いわゆる全国的な示し方として、それらが実質の公定価格としては、ここにありますように2万5,700円を上限として、こう

したことが全国的な平均値として示されたということがいろいろ物議を醸し出したということもございました。ただ、これが今の状況なわけですから、それらについて、このB欄のところでは私どもも今までは、先ほどの委員の言葉を借りればいわゆるキャッシュバック方式といたしますか、これらは市の分として口座入金というかたちでお返しを、利用者負担軽減ということで行なっていたわけです。今のここの説明でもあったかと思いますが、東京都も東久留米市も現時点ではこのことに関して、当然予算編成の中で最終的に決めていかなければいけないという状況があります。そういったところで考えれば、これらが仮に27年度実施をしたとしても、今私どもとして考えているのは従前のおりのやり方になるかなと思っているわけですね。

先ほど委員のほうから「組み込んだ」というお話がございましたけれども、これはそういうことでは、そこら辺がちょっと誤解があるといけないと思ひまして、今私が申し上げているように、これはB欄のところは決して組み込んだというかたちという意味ではなくて、たまたまBからCで見ていくと利用者負担の数字が、Bが仮に今年度と同じように実施された場合には結果としてC欄で利用者の負担額はこうなりますよというふうに言っていますけど、これは決して組み込んだということではなく、そういう面でBからCへの利用者の実際の負担額はこうなりますよということを示した表ということなので、現実には27年度実施をしたとしても、仕組みとしては今年度と同じようにやはり利用者の方々にこの補助金を入金させていただく。そういう考え方だということを変更して申し上げておければと思います。

・委員

ということは、東久留米の地方版子ども・子育て会議で、1号認定の利用料を皆さんにお示しするのは、このAのかたちでお示しするということになるのでしょうか。わかりにくいのでね、Cなのかなと思ったりするものですから。

・事務局

そういうお話からいたしますと、Aの金額、いわゆる国基準と同等の金額を規定していく方向で考えていただいてよろしいかなと思います。そのBのところの補助の仕方というのでしょうか、キャッシュバックなのか、組み込むかというのは、東京都も交えて検討中でございますけれども、ただいま事務局が説明させていただいたとおり、そのように考えていただいてよろしいかと思ひます。資料のほうがわかりにくくて申し訳ありませんでした。

・会長

今、いろいろな意見が出ていますが、それはそれとして、ここでキャッシュバックかどうかということ議論していても、あれだと思ひますので。基本的には施設に対する補助ですからね。キャッシュバックといった場合には各家庭に補助するようなかたちになってしまいますので、それは本質的な問題なのか。A欄でいいですね。今のところA欄でいくということが提案されておりますので。

・委員

国の基準どおりということですね。

・会長

はい、今日は、ですから、今後の参考に伺っていただくということでよろしいではないかと思えますけれども、よろしいですか。ほかの方にもいろいろと意見を伺いたいと思えます。どうぞ、ほかの方。

・委員

今、1案と2案が出たのですが、まずちょっと確認したいことは、現在の保育料に関しては、例えば幼稚園の1号認定の表のところにも書いてあるのですが、例えば同一世帯から2人以上の児童が保育園と幼稚園または認定こども園に入園する場合は、今までどおり第2子は2分の1、第3子以降に関しては無料ということは継続されるのかどうか。また、児童に属する世帯、例えば母子世帯であったりとか、在宅障害児、障害者がある世帯に関しては、今までは別に定めていた保育料があったわけですよ。そういう部分はまた継続されていくのか。まず、これをちょっと確認したいのですが。

・事務局

1点目につきまして、第2子第3子の件につきましては、国のほうでそういう多子軽減が設定されておりますので、そこは継続いたします。この資料85につきまして、なぜ第2子を分けて記載させていただいているかという理由としましては、先ほどから議題になっていますBの列の保護者補助が第1子と第2子で金額が違うので、あえて表として分けさせていただきましたが、86-1、86-2の資料につきましては、これは第1子の表となっておりますので、国の考え方としますと第2子第3子以降はやはり軽減されるというものでございます。それは現行と同様でございます。

・事務局

今、事務局が説明したとおりですが、前回の子ども・子育て会議で、階層によっては1人通っている人のほうが保育料が高くなってしまいう逆転があるので、上限額をそこまでというような調整を本市のほうの保育料はしています。それも、そのまま生きるというかたちなので、原則第2子半分、第3子無料なのですが、階層によっては1万円程度お支払いいただく第3子もいるというのが、特別なパターンでお示したところの階層については、ああいった保育料をお支払いいただくかたちになります。

2点目の障害者世帯とか母子世帯ですか、それはB1、B2階層でひとり親世帯等という、この「等」のところ該当しますので、これについても今までと同じ考え方になります。

・委員

ちなみに父子世帯に関してはどういう扱いになってくるのでしょうか。

・事務局

実際にひとり親ですので、母子であっても父子であっても同じ扱いです。

・委員

先ほど国の保育料のお話が出たのですが、新しい制度における保育料、国のほうは現在においては所得税課税額で計算されていますよね。これは、新制度になったら、こちらに出された案のように市民税所得税割とか、そういうかたちになっているのですか、国のほうは。

・事務局

現行の国基準の保育料は今、委員がおっしゃるとおり、所得税をベースとしての8階層になっています。今回は住民税をベースの8階層というかたちで、だいたい金額についても同じぐらいなので、モデル世帯から鑑みて同じような形態になっているのではないかと考えているところです。

・委員

わかりました。税金とか、そういうことは僕はあまり詳しくないので、かみさん任せなのであまり詳しくないのですが、単純にお聞きしたいのが、例えば現在の東久留米市のAからD16まであるじゃないですか、そこに条件を当てはめたのが、例えば86のこれになるというふうにみなされるのですか。

・事務局

簡単に話しますと、今の市の条例で持っている保育料があります。各階層、所得税額の幅で書いてあるものを、モデル世帯で課税標準額というかたちに一回戻して、そこから住民税計算をすると、このぐらいの階層になりますよというのが、今回お示ししている案です。1案については、それをそのままやっています、2案については、扶養控除を2人取ることを前提として所得階層を取っています。

・委員

先ほどの説明ですと、全体的に±0に近いのが2案のほうだというお話でした。もう一回お聞きしたいのですが、+1とか+2というのは、要は階層的に例えばD3階層のところの+1というのは、D2階層よりも1階層上がりましたよというふうにとらえている。

・事務局

D3の+1で6名というのがあります、1案ですね。これは6名の方が今回の1案を採ればD4階層になりますよ、ということです。

・委員

上に上がるとかですね。

・事務局

そうです。ですので、D3の-1という人が1案だと1人いるのですが、これは今回住民税の計算をした1案だと、今D3の人がD2階層になりますよというかたちの資料表記になっています。

・委員

+4ですと、4階層上がる。ということは、保育料がその人にとっては負担になるということですよ。高くなるということですよ。

・事務局

実際にいろいろな個々のケースで、3歳以上・3歳未満で4階層上がって金額がどれくらい変わるかというのがありますし、例えば第2子第3子であれば、第3子であれば基本無料なので4階層上がっても0のままというかたちになります。

・委員

あと、お聞きしたかったのがC階層、今回C階層は一くくりになっているのですが、これまでの東久留米市の保育基準表だとCの1・2・3に分かれているじゃないですか。それがなくなったのは何ですか。

・事務局

これまでのC1からC3階層、C1C2C3というのはあくまでも所得税が0であって、前年度分の市町村民税のうち均等割のみの世帯、所得割1万円未満の世帯、所得割1万円以上の世帯ということでC1C2C3という階層を設定していました。今回、所得税というものを見なくなったので、まずそこが1つの条件としてあります。併せまして、その所得割が1万円以上の世帯であっても1万円未満の世帯であっても、1万5,600円未満の世帯に包含されてしまうので、C2C3を廃止しました。ですので、これまでのC1についてはC階層、C2C3についてはD1かB2に行くというかたちの整理になってございます。あくまでも所得税を前提条件として、所得税が前提条件0の人がC1C2C3だったので、その所得税を見なくなったので、そこについては全部廃止という整理をしたところです。

・委員

資料86-3で、今回、変動のところで対象となった方が合計で236名いらっしゃるということで、これは今、認可保育園とか、あと家庭的保育事業もこの保育料の基準になるのですよね。そういう方々も含めた東久留米市を利用している全ての方の中で、対象になる方は236名ということでしたっけ、違いますか。

・事務局

実際に、まず家庭的保育事業を今使われている方がどれぐらいの所得があるかは、私ども把握はしていないところです。あくまでも施設のほうに直接お支払いいただい

ているので。実際に認可保育所でどのぐらいいるかという、だいたいD1階層以上だと1,400程度かな、1,400を切る程度かなと思っているところです。ですので、サンプル数としては、だいたい6分の1ぐらいのサンプル数で今回分布を見てみて、6分の1取っているのだからだいたい同じ傾向が出るのかなと思っているところです。

・委員

ということは、全体的に言いますと、これをやった場合、単純に言いますと、今までの保育料よりも上がる方のほうが増えるのですか。

・事務局

1案を採るか、2案を採るかによって変わってくるかなと思います。私ども全体の、1案、2案で現行の保育料と改正後の保育料でどれぐらいの差額が出るかということを経験したところ、1案だとだいたい差が80万8,000円、80万強ですかね。2案だと2万強、全体で。というかたちの、236名ですね、それでそれぐらいの差が出たということです。どちらも、2案だと多少ですけど、上がっているという結果です。

・委員

今回この子ども・子育て会議というか、新制度に臨むにあたって、やはりまずは現在の保育園の例えば条件、あるいは、それは職員の配置基準とかいろいろな部分もそうですし、あとは利用者側のいろいろな条件、利用する保育時間だとか保育料、そういう部分に関しては現行を下回らないでいただきたいというのが強い、連合会としての要望だったのです。そういうところで保育料に関しても、なるだけ今利用している保育利用料よりもそんなに上がることなく、下がったらうれしいですけども。それをちょっと念頭に置いていたのですが、実際のこれを見ていくと、何かしら上がる方がいらっしゃるわけじゃないですか。そういうかたちで、今の東久留米市の基準表、何でこの所得税課税額ではなくて市民所得割にしなければ、国がそうだから、これに合わせなければいけないのか。実際に国の基準は出していますけども、国のほうとしては各市町村とかそちらに任されているわけですね。こちらの自治体の基準に関しては。そういう部分では、やはりなるだけ子育て世帯、利用している人たちの負担にならないようかたちをお願いしたいというのがまず強い要望です。

今、子育てがしにくい現状であり、まして、すべての人が正規職員で働いているとか、そういうところで収入が安定しているわけではありませんし、10%が先送りされましたが、家計にはすごく厳しい現状ですので、そういう先のことを考えても、ちょっとこの条件では1案も2案も僕としてはこの場では、こちらがいいですよということとは言えないかな。これに関しては中野区の場合ですけども、まず素案に関してのパブリックコメント、今、東久留米市がやっていますが、その後、今週、保育料に関してもまた意見交換会とか行なっているのです、中野区では。これはこの場だけでなく、やはり一番利用している人たちの意見を聞くべきではないかと思っておりますので、このままで終わるというか、ここの中だけで決めるのではなくて、やはり利用している人たちも何らかのかたちで意見を求めるとか、そういうことはやったほうがよいので

はないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・事務局

1点目のご質問ですが、私どもとしてもなるべく今の額から変わらないようなものを考え、また、先ほど〇〇委員からもお話がありましたけど1号認定・2号認定・3号認定の整合性というのですかね、なぜ所得税から住民税になるのかというお話があったのですが、幼稚園のほうのいわゆる就園奨励費は今まで住民税で判断しているのですね。そういう幼稚園側の歴史という、それに合わせるかたちで国の運営費自体も住民税で考えるという中で、市だけ所得税でやると、住民税と所得税の両方の証明書を出していただくとかいう保護者の方々の手間とか、事務上の混乱も鑑みて、今回、ほとんどの市がそうやると思っているのですが、2号・3号についても住民税をベースとしての保育料設定に変えたところでもあります。また、1号、2号・3号の考え方というのですか、そういうものでも一定程度歴史はあるものの、方向性は合わせていかなければいけないという中での案が2号認定・3号認定の1案または2案だということでご理解を賜りたいと思うところです。実際に1案にしろ2案にしろ、上がる人もいれば下がる人もいるといった中で、先ほどの繰り返しですが、1案については236件をサンプル数として考えたところ、全体で80万8,500円、制度後上がる。2案については、236件で2万900円上がるというかたちの案を事務局としては考え出したところでは。

2点目の、今保育園を使っている方々のアンケートであるとかパブリックコメント等のご質問です。これについては従前も、子ども・子育て会議の中で事務局のほうからご回答させていただいたかとは記憶しているのですが、現在のところ、そういうことを実施する考えは持っていないというところでございます。

・委員

これは今日、案が示されて、今日決定するのですか。僕らとしては例えば父母会連合会とか、そちらのほうでも意見を聞いてきたりとか、その上でまた意見を挙げたり、案を出すとか、そういうかたちをちょっとしていただきたいなと思うのですが、とても僕としては個人でここで、これがいいですとか、そういうことは言いにくいので。

・事務局

まず、この子ども・子育て会議のスケジュールとしましては、以前お示しさせていただいた案の中で、この保育料について1月中旬のところで答申へ向けた取りまとめをさせていただきたいと考えているところです。ですので、来年の1月の会議のときに最終的に、制度改正に伴う保育料についてということで市長から諮問があったことについて答申へ向けた取りまとめをさせていただきたいと考えているところです。今日は実際のシミュレーションをした案ということでご提示させていただきながら、課題等も頂戴している部分もございますので、基本的には案の2で行きたいという事務局のところはございますけれども、今日ここでこれを、これで決めるということではないという段階でございます。

・委員

とりあえず一回持ち帰らせていただいて、皆さんにも説明とか話をした上で、また次回、それに対してのこちら側からの意見とかは出していきたいと思いますので。

・事務局

補足ですが、私どもとしてもやはり今回2号認定・3号認定の案を作る上で、一定程度理由がないと案は作れないのですね。それで、生み出したのがまず1案のモデルケースを、夫とパートタイム就労の配偶者控除が取れる妻、また子ども2人の世帯として、これについては従来の基準額表や国基準のモデルケースと一緒になので、これを基として課税標準額を割り戻し、かつ人的控除差額を差し引いて設定したのが1案です。保育短時間についても国基準の保育料では、保育標準時間の98.3%と示されているので本市の保育短時間の保育料についても98.3%を使った。これが1つの考え方で、1案。2案については、そこから現行をみなしの年少扶養控除、先ほど事務局のほうから説明がありましたけど、平成24年度からいわゆる年少扶養控除がなくなって、ただそれまで年少扶養控除が保育料とかで算定されていたので、それをみなしの年少扶養控除として現在も再計算しています。ただし、今後の新制度においては再計算する団体はないと聞いています。そういう中でみなしの年少扶養控除分として何ができるかと考えて、子ども2人分の控除を差し引いたのが第2案。それで差し引いて、その所得を考えているというかたちの整理をしたところです。それで結果として、先ほどご説明しましたが、1案だと236件のサンプルで80万8,500円上がります。2案だと236件で2万900円上がります。そういうところの結果になったということで、ここに至るまではある程度事務局として、案としてきちんと説明ができる中でどういったかたちの結果が出るのかというシミュレーションをして本日お示ししているということでご理解を賜ればと思うところです。

・事務局

先ほど、前回の会議のときの資料83のところでも基本的な方向性の案ということで、新制度に向けて円滑な制度変更に努めると共に制度変更時の保護者の利用者負担の変化を大きくしないという、国の説明も踏まえた観点から、新規である1号認定の利用者負担は国基準。国基準のほうでは、概ねこれまでの全国ベースから就園奨励費を考慮したかたちで現行とそれほど変わらないという表を作っております。また2号・3号認定には、現行の東久留米の保育の条例に決まっている保育料基本に改正部分を反映して設定していくということでお示しさせていただき、改正部分が所得税換算から市民税所得割換算であったり、年少扶養控除の部分でありましたり、短時間・標準時間ということがございますけれども、これらを踏まえて極力変わらないような、この基本的な案に即した表を作らせていただいて、最終的には2案が一番変わりが少ないというシミュレーションの結果であったということをご補足させていただきたいと思います。そういう流れがあつての、この2案だということをお願いしたいと思います。

・委員

この1号認定の利用者負担額の案の注2のところに「年少から小学校3年までの範囲に子どもが2人以上いる場合」と書いてある部分は、何年か前に保育園では0歳からお子さんを預かり最年長児は6歳なので、6年間の子どもを持つお子さんの家庭の中で第2子が半額、第3子が無料という、そういうことをくんでいただいて、幼稚園というのは3歳以上しか、3学年しかないの、それを上に小学校3年生までにしていただいたんだなという、7、8年前ですかね。これというのは今後も続けていただけるということで確認を取ってよろしいのでしょうか。そうでないと、不可能になってくるというか。2歳違いのきょうだいとかいらっしゃいますけれども、3歳違いも多かったです。そうすると、2号・3号というか保育園に通うお子さんと、著しく家庭の中で、同じ東久留米市の子育て家庭でも差が出てしまうかな。ここら辺はただの注2ではなく、保育園では小学校3年生までではないですよ、在園中ということ、就学までですよ。ここら辺の説明を、新制度に行かない幼稚園さんや認定こども園が多い市区では説明書に載っていた気がするのですよ。

・事務局

私からご説明申し上げますと、国のほうで就園奨励費の取り扱いについていろいろな通達がありました。その中で、今、例えばになりますけれども、新しい制度に参画されない幼稚園の方々に対しては従前通りの就園奨励費というものが存続する。その中の考え方として、今こちらにありますように小学校3年生を頭（かしら）としてと言いますか、その内容が第2子第3子多子軽減ということで示された経過がございます。この考え方を新しい制度のほうも、就園奨励費を新制度の場合には組み込んでいますので、そのところで同じ考え方をういているというふうに理解しておりますので、これは今後も、この考え方については変わらないというふうに考えているところです。

・委員

保護者補助金についてもということですね。

・事務局

保護者補助金は先ほど来申し上げているように、これはこの表で言うとB欄のところになりますよね。そのB欄は東京都と、それから各区市町村、ここの枠組みの考え方ですから、これについては先ほど来申し上げているとおりで、これはそれぞれ予算編成の中で対応、それからさっき委員もおっしゃったように東京都自体もこの制度をいつまで続けられるかどうかについてははっきりわからないというふうに、委員のほうからもお話があったとおりでございますので、このB欄については、これは私どもとしても今ここで言及はできない、そういう枠組みです。

・委員

でも、27年度については保護者補助金も、今ちようど持ってきているのですが、小学校3年生までが上の子ということになっているので、それで対応していただけないということで、残っていれば、小学校3年生から3年保育の子までという対応で大丈夫なのではないでしょうか、新制度に行った幼稚園も。保護者補助金も同じように……。

・事務局

あくまで現行の部分ですから、今おっしゃった部分としては、考え方は今のところ同じで考えております。

・会長

よろしいですか。ほかに保育料関係でご質問がありますか。先ほど事務局のほうから説明がございましたように、1月にもう1回議論して最終的にはそこで1つの市長の諮問に基づいて一定の考え方を示すということになろうかと思いますが、それでよろしいですか。

・事務局

はい、そのような予定を組ませていただいているところです。なお、答申としては、表というようなかたちで答申をいただくことを想定しております。

・会長

よろしいですか。今日出た意見も含めてそれぞれまた1月までいろいろ考えてこられるかと思えます。また、事務局のほうでも今日出された意見を整理して一定の考え方を示されるかと思えます。よろしいですか。それでは保育料に関しての質問なり意見交換について、今日の時点ではこれで締めたいと思えますので、よろしいでしょうか。時間は早いですが。よろしいですか。

4. その他

・会長

それでは、委員の方もその方向のようですので、次の議案に移りたいと思えます。よろしく申し上げます。

・事務局

それでは、「その他」の議題ということですが、「その他」の議題を事務局のほうでは用意しておりません。

・会長

「その他」の議題はございませんね。それでは、最後に次回の日程関係に。

・委員

一番最初に会長からありました、市民の方から出された要望書ですが、これは要望事項をいただいて回答はなさるのでしょうか。要望をいただいたというところで終わって、そのままになるのですかね。

・事務局

こちらの要望書につきまして補足をさせていただきます。7月に同様に机上配付させていただいた要望書がございますが、そちらにつきましてこのようなかたちで委員の方に机上配付させていただき、ご承知おきいただいたところでございます。会議としましてはこれにつきまして回答するという予定はないのですが、今回いただいた資料について補足のご説明をさせていただきますと、要望事項の1番、3番、4番、5番、それにつきましては前回7月にいただいたご要望と同じ、同様の内容となっております。また、この1番から7番につきましては、今回、今最中でございますが12月議会が行われている中で、この請願事項につきましてはその請願と同様の内容となっているところでございます。こちらにつきましては補足説明をさせていただきますと思います。会議として、こちらの要望書に対してご回答する予定はございません。

・委員

わかりました。あと、こういう要望があったということで、これを配付していただいて、こういう意見もあるのだなということがわかってよかったのですが、この住所とか電話番号に関しては個人情報だと思うので、消したかたちでお渡ししたほうがよかったのかなと思いましたので。

・事務局

今、委員からもお話がありましたように、もちろん議会のほうでは請願者ということで同様の請願をいただいております。ただ、今、〇〇委員からもありましたので、ここのところは、こちらの子ども・子育ての会議ということで委員の方々への机上配付にとどめていますが、そういう点では委員からもありましたので、この辺のところの住所とかお名前については各委員単位でご配慮いただければと思っております。ご意見ありがとうございました。以上のように取り計らいのほうをお願いしたいと思います。

・会長

いや、委員のほうは誰から来たかとわからないとね、せっかく請願書をいただいておりますので。

・事務局

あくまでも委員会では机上配付しかしていませんので、そこは各委員のほうでお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

・会長

それではないようですので、事務局のほうはよろしいですか。今後の日程を。

・事務局

そうしましたら、次回のこの子ども・子育て会議の日程等について確認をさせていただきます。次回につきましては会長と調整をさせていただく中で、1月15日の木曜日、もしくは1月19日の月曜日ということをお願いをしたいと考えております。以上でございます。

・会長

こういう日程が一応案として提示されましたので、最終的には私と副会長と事務局のほうで相談しながら、皆様のご意見を伺いながら決めていきたいと思っておりますけれど、よろしいですか。

・事務局

補足をさせていただきますと、議題の内容としましては、以前お示しさせていただいたスケジュールでございますが、まずは東久留米市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントが22日で終了しますので、それを踏まえて市の考え方等の提示をできると考えております。また、先ほどお話もございましたが、この保育料についての市長の諮問に対する答申へ向けた取りまとめも、この来月の会議で行いたいと考えているところでございます。

・委員

この1月の会議のときより前に、先にパブコメの内容とそれに対する市の見解というのは事前に資料はいただけるのか。それとも、ここでなのかという。

・事務局

以前、委員の方からもご意見がありましたとおり、極力事務局としましては事前の資料配付に努めてまいります。パブリックコメントの結果も件数等がございますけれども、基本的には事前に委員の方にご配付させていただき、資料については極力早めのご提示に努めてまいりたいと考えております。

・委員

1月のときにそこを深めて論議をし、そのあとにできあがったものはいただいてという、同じようにこの前みたいにメールでやり取りをするというかたちになるのですね。

・事務局

まず事業計画に関しましては、流れとしましては、答申というかたちで取りまとめいただき、冊子になるのは年度の後半、3月とかそのあたりになるかと思いますが、それまでにデータとしての印刷物につきましては委員の方に取りまとめたものをご配付させていただけると考えております。

・委員

では、1月中旬のときに最終的に事業計画についての論議が、そこでされるということですか。

・事務局

繰り返しになってしまう部分もありますが、まずパブリックコメントの結果等を踏まえたものを事前に、極力早めに委員の方にお示ししながら、この1月の会議で取りまとめの審議をいただくという流れを想定しております。

・委員

わかりました。では、そこでもう決まったものが出るのが1月。遅れて来てすいません、今日が1番の論議だったということですよ。1だったのですよね。あれ、ごめんなさい。2番が事業計画の素案についてというのは、ここでもう過ぎてしまったのですね。どこで意見を言えばいいのだろうと思って、それは次回のときで。連合会のほうでも学童のほうでも下ろして私のつたない説明をしていろいろ意見も出ていたので、それは1月にその意見を出せばいいのかなというところがわからなくて。1月ですね。

・事務局

今の部分でございますと、来月取りまとめを行うにあたっては、この会議で審議が1度ありますので、そこで当然ご意見をいただきながら取りまとめていくという会議を予定しているところです。

・委員

了解です。

・会長

よろしいですか。パブコメに対する意見がこれから出てきますよね。それを基に、またパブコメで出された意見がここで皆さんに知らされるわけですよ。その中でまた意見を一定程度交換し合って作られていく。そういう方向でよろしいのではないかとおと思いますがどうですか。

・事務局

繰り返しになってしまいますが、まずパブリックコメントを今やっていますので、

そちらについてご意見をちょうだいしたものについて市側の考え方等、9月の基準条例のときもそうでしたけども、そのようなかたちでお示しを事前にして、それを踏まえて1月中旬の会議で取りまとめを行うという。そのパブリックコメントの市側の考え方を踏まえた変更点等があれば、それを反映したかたちの事業計画の案がこちらの会議の1月のときにお示しをできるということです。それも事前配付ができれば、それに努めるというものでございます。

・委員

ですから、それは次回、「これで決定しました」ではなくて、パブリックコメントを含めてこういうふうになりました、これで皆さんよろしいでしょうかという確認の場が次回になるということでもいいということですね。

・事務局

基本的にはそういう考えもありますし、こちらでご審議を当然いただくので、そのときに事務局の対応等もお答えできるかと考えております。

・委員

そうなりますと、利用料については例えば、この事業計画の中に入っている（9）の一時預かり事業についても利用料についての話はここに、子ども・子育て会議に出てくるのでしょうか。

・事務局

以前、この会議でご回答させていただいたかもしれないですが、今のご質問にある一時預かりの利用料については、この会議での範囲のお話ではないです。

・委員

でも事業計画の中に入っているのも、市の子ども家庭部のほうで決めるとしても27年4月を、事業計画の中に一時預かり事業はきちんと9番として入っているのも、お示しいただける利用料というものが必ず、議論はしなくてもお伝えいただけるのかなということ。議論の題材にはならなくてもスタートするにあたり、この一時預かり事業、新制度の一時預かり事業ですね。利用料が示されないと事業をスタートできないじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・事務局

今のご意見なんですけど、例えば13事業の中にある延長保育事業、これは各認可保育園がやっているのですが、これについては各認可保育所ごとに利用料金の設定が違う事実もあります。そういう中、子ども家庭部としては新制度において一時預かり事業、こちら保育園についてはこれまでも一時保育として法定化された中で事業は行なっていており、この一時保育についても各保育園で設定が違います。そういう中で、これから幼稚園のほうにお願いします一時預かりの利用料についてはなるべく早い段

階でお示ししていこうと思いますが、それについては今回のこの子ども・子育て会議とはまた別枠というかたちで理解を賜ればと思うところです。

・委員

もちろんここで議論する内容ではないというのは理解しているのですが、少なくとも子ども・子育て会議で事業計画案として出す、この中に入っているのでお知らせいただける、ここに幼稚園の預かり保育と新制度の一時預かり事業というのは違うという説明も入れていただいたことでわかるように、今初めて、「保育園というのは一時保育は自分たちで利用料を決めているんだ」ということ自体、私たちは知らされているわけではないので。その保育園の一時保育については市のほうで補助をされていると思うのですね。国からの運営費でどれだけ出ているのかとか、そういうことも私たちはちょっとわからないのですが。そこについて新制度に行く一時預かり事業を行う幼稚園については、当然利用者の利用料と、それから今までは発生しなかった市の補助が、保育園並みとは違うとは思いますが、国のある程度内容は知っておりますので。

そこら辺については事業計画の中に入ってしまったからには、議論はしなくても、私たちの意見を言わせていただく場所がないとしても、やはり周知というか、せめて子ども・子育て会議の委員とすると知りたいというのは。これは、例えば私、途中で前回も、その前も言いましたけれども、一時預かり事業、どこも非常に遅れていて決まらないから清瀬市はやらないよということで、きっと事業計画の中に入らないと思うのですね。厳しいのではないかということでしたけど、入れるということで事業計画を決めてしまっているの、少なくともその利用料やその補助についてご意見を申し上げなくても、示していただく必要はあると思うのですが。

・事務局

すいません、1点訂正させてください。延長保育については各認可保育園等で利用料金を設定しています。一時保育については申し訳ございません、市の実施要綱に基づいてやっていますので料金は決まっています。現在保育園でやっています一時保育、認可保育園でやっています一時保育につきましては、利用対象は満1歳から就学前の子どもで、認可保育園に通っている子は一時保育は利用できません。あくまでも認可保育園に通っていない子が対象となっています。利用限度については1園につき原則週3日。原則1園につき週3日を限度としているところです。利用料金につきましては1日2,000円、半日1,000円というかたちで一時保育のほうは設定してございます。市内7園ですね。市内、公設民営また民設民営、市内7園で一時保育を実施しているところです。すいません、先ほど一時保育については各保育園で利用料金を設定しているとお答えしたのですが、こちらについては訂正させていただき、利用料金については市内統一でございます。

・委員

そうすると、この28ページの一時預かり事業の1番については在園児を対象とした

一時預かりということで、新制度に行くところも行かないところも選ばなければ、東京都が援助してくれている。うちあたりは11時間開所していますから、夜7時までお子さんを預かっていて、それで東京都の預かり保育の援助で何とかやっているかたちなんです。2番の在園児以外というのは、この「確保の方策」のところの「一時預かり事業（在園児対象型を除く）」という数字の中に、数字まで出ているので、それこそ未体験ゾーンなので、在園児以外を預かるという。こういうことについても、ただ事業計画に文章だけが載るだけで、実際のいろいろなかたちを、ここで議論しないのはわかりますので、お示しいただく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。そういうこともなしに、ただ、いずれ料金設定もしていないし、27年4月からは、27年度は絵に描いた餅のように28ページの9番というのがあるけれども、何も決まっていないから何もスタートしないというかたちにならざるを得なくなってしまうのではないかと思うのですが、いろいろな具体的な設定をされない。できたら、きちんとこの計画案に入れるのであれば、スタートできるような設定をしていただきたいかと思えます。

・事務局

今のご意見、ご質問のところをちょっと確認させていただきたいのですが、こちらで、この会議で議論することでないのはご理解いただいた上で、お示しをするというのは資料等でお示しするということよろしいのでしょうか。

・委員

いいえ、ですから、前もいろいろな国が出した表からすると、新制度に行かなくても、施設型給付を受ける幼稚園にならなくても、この一時預かり事業についてだけ新制度にその状況によっては行くところもあり得るような制度設計になっていて、それで私は今ごろ何も決まっていないのに無理なのではないかというお話も何度もさせていただきましたが、「やります」とおっしゃって、この計画案に乗っているんで、実際本当にやれるのか、スタートが4月からであれば、どこら辺で具体的な設定を出していただいて、どうしますかということになるのかなと思っていたものですから、何も示されなくて27年4月は迎えられないのではないかと思うのです。

・会長

よろしいですか、一時保育事業については法律による料金体系、内容ではありませんけれども、市側としての考え方を次回までに一定程度整理をしてくださるということでよろしいのではないかと思います。いかがですか。次回に、市の考え方、事務局の考え方を。

・事務局

一時預かりについては委託というかたちを考えているわけですが、その部分について今〇〇委員のおっしゃったこととしては、実際スタートするところではどうなのかということのご質問だと思います。予算措置の部分もございますし、委託の方法をど

うやっっていくのかということもありますので、その辺は整理をさせていただいて、どこまでお示しできるかわかりませんが、当然やっっていく事業として考えておりますので、その辺はまた整理をさせていただきたいと思います。その時期のところもちょっと予算との関係、今後の調整なども入ってきますので、とりあえず宿題として預らせていただきたいと思います。

・委員

今12月議会で予算を審議されているはずなので、そこで27年4月にどこかの施設が一時預かり事業に参画するというを想定して予算を取っていただいているのであれば27年4月にスタートできますが、そこが議題にも議会議載っていないようであれば予算なしでは始まらないと思いますので、いかがでしょうか。今、12月の議会で、この新制度の一時預かり事業についての東久留米市のほうの議会議に予算案というのは出されたのでしょうか。

・事務局

12月議会は新年度の予算ではなく今年度の補正予算で計上しておりますので、あくまでこの新制度においては、まだ予算編成中でございますので27年度につきましては、あくまである程度固まった段階で初めて3月議会の中で27年度の予算が審議されるかたちになります。

・委員

大変恐縮なんですけど、保育緊急確保事業について予算を出せないような状況の市財政の感じからしますと、この絵に描いた餅になってしまう一時預かり事業の予算というのをどこまで計上できるのか、大変心配をしておりますので、それだけ一言付け加えさせていただきます。

・委員

今パブコメ中なんですけれども、この素案が出て学童関係の人たちはとてもびっくりして驚いています。なぜかと言うと、定員がオーバーするという、この表が出て来年自分が学童を継続できるのかどうかというふうに、今いる保護者の方がすごく不安に思っています。そうすると仕事も変えなければいけないということと。あと、ここに「6年生まで拡大されることになりました」とはっきり書いてあるのですけれども、なかなかこのことが伝わってなくて、子ども同士の間で「6年生までになるらしいよ」「えっ、知らない」みたいなことが会話されていたと、うちの娘も言っていました。あのときの、今、学童を通して配られている説明が「4年生以降は障害を持っている人が優先です」という表記で、そこから拡大されるとはなかなか裏を読まないとわからなかったり、その文章が広報にも載っていたのですが、本当に小さくその文章に組み入れられていて、学童を利用してきた保護者で現4年生・5年生・6年生の保護者がなかなかこのことを知らされてなくて、皆さんがすごくびっくりしている状況だということで、それと、この書き方も「自分が入れなくなるのではないか」

ということで、この辺のことをもう少し事業計画として市民にわかる書き方が必要ではないかというふうに思っています。

もう1つですが、この前のどうやって確保していくかということについて、学校施設、余裕教室などという表記ですが、やはりここが具体性にとっても欠けていて、前回は話したのですが、余裕教室が本当にあるのか。私、学校公開に行ったのだけれども、あるようには思えなく、併せて特別支援教育のほうの第三次実施計画のほうでたぶん早急に支援教室を作ることになると、それに相当した教室を学校としてやはり作らなければいけない。だけど、東久留米は今のところまだ特別支援教室を作るという方向ではないんだと思うのですけれども、そちらも2年か3年後ぐらいには確実にとなると考えると、この時点で確保できるというふうに決定して本当に大丈夫なのかということがとても不安で、先ほどのお話ではないけれども、絵に描いた餅にならないかということがとても不安なので、この辺の説明をもう少し丁寧に事業計画に載せないと、ちょっとざっくりすぎるかな。

あと併せて、来年度はきっと4年生まで拡大され、次は5年で、次は6年でと順次ではないかと思っていた保護者がとても多く、それに合わせて、今3年生の子どもたちがもう終わりに向けての学童の取組みをしているところが、いきなりお母さんたちがこれを見て、6年がいきなり入ってくるんだということで、どういう学童保育の内容になるのかということをととても不安に思っていて、そのことについてもここから、6年生まで拡大されるということと余裕教室ですということ、それ以外の具体性がなかなか見えなくて、ここの事業計画について意見を言うにもよくわからないし、とても不安になっている状況だということとをぜひここで意見としてお伝えし、それに応えるような事業計画を、まだ1月中ということだったので、もう一度余裕教室について特別支援教室との兼ね合いは大丈夫なのかということとをぜひ確認をしていただかないと、本当にパニックになっている子はクールダウンする部屋が必要であるし、女の子が着替える部屋がやはり4年生だと必要であるということで、私は小山小なので小山小の実態の学校公開の様子しかわからないのですが、ぜひもう一度そこを確認した上での最終的な答申になるようお願いしたいと思います。

・会長

時間が来ておりますが、先ほど申しあげましたように、この事業計画案についてはパブコメで出されている意見を含めて、また次回に議論するというのを先ほどから申しあげておりますので、ぜひまた意見があればその場で議論していただくということでよろしいかと思っておりますけれども、どうでしょうか。よろしいですか。先ほど次回のことについても事務局から案が示されておりますので、その方向で決めていきたいと思いますが、最終的には皆様のご都合がよろしいかと思っておりますので、私と副会長と事務局のほうでどちらかの日にするのか含めて決めていきたいと思っておりますので、よろしいですか。

・委員

くどくて申し訳ないです。ぜひ特別支援教室を作ることになると思うので、そのの

確認をしていただきたいと思っています。全都的にすごく問題になっていて、教室がないけれども作る方向でたぶん都教委は来ていて、今日は〇〇委員がいらっしゃっているのですけれども、まだ東久留米は動いてはいないのですよね。

・委員

私はその担当課ではないので、まだそこまで議論は進んでません。

・委員

ですよね、ただ、都としては向こう3年以内にはと言っているんで、ぜひ確認をしていただかないと。なぜかと言うと、そのつもりだったのに、やっぱりダメだったとなってバタバタするのがとても怖いので、ちょっと気づいたので、ぜひ確認をお願いしたいと思います。

・会長

事務局からどうですか。

・事務局

小学校の施設の関係が当然ございますので、どこまで確認ができるか、お答えできるかというのもございますけれども、市役所の内部でできるところの確認をさせていただきたいと思います。

・会長

よろしいですか。

・委員

はい。

5. 閉会

・会長

それでは、終了してよろしいですね。長時間にわたり、第9回の子ども・子育て会議、これで終了したいと思います。大事な時期を迎えておりますので、特に1月は事業計画案の最終的な議論と、それから保育料問題、その議論も大事になってくると思いますのでよろしくお願いします。また、今年はこれで会議はありませんので、10回にわたり会議を持ってきましたけれども、思うように委員長としての役を果たせありませんが、いずれにしてもご迷惑を掛けたことをお詫びしながら、いいお年を迎えて、来年新たな気持ちでスタートできればよろしいかと思っておりますので、よろしくご協力のほうをお願いしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

以 上